

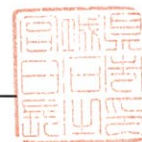
白石市告示第112号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が明らかでなく、送達ができないので、地方税法第20条の2及び白石市市税条例第18条の規定により公示します。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年10月22日

白石市長 山田 裕一



(保管担当：収納管理室)

番 号	年 度	送達を受けるべき者の 氏名、名称	備 考
112-1	8	坂内 誠	
112-2	8	佐々木 一仁	